

一般競争入札を行いますので、京都市交通局契約規程第6条の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和6年6月12日

京都市公営企業管理者
交通局長 北村 信幸

1 入札に付する事項

(1) 工事件名

栂辻駅他ヒートポンプチラー等更新工事

(2) 工事場所

京都市山科区栂辻草海道町他

(3) 工事概要

本工事は、高速鉄道東西線栂辻駅、東野駅、烏丸御池駅のヒートポンプチラー及びパッケージエアコンを更新するものである。

(4) 工期

契約の日の翌日から令和7年6月30日まで

(5) 支払条件

ア 前金払

請負代金の4割を超えない範囲内の額を支払う。

イ 部分払

なし

(6) 週休2日工事

本件は、週休2日工事（ただし、発注者指定方式）である。

2 本件入札に関する問合せ先

〒616-8104

京都市右京区太秦下刑部町12番地 サンサ右京5階

京都市交通局企画総務部企画総務課契約担当

（電話 075-863-5095）

3 入札参加資格に関する事項

次に掲げる全ての要件を満たす者

- (1) 公告日から開札日までの間において、京都市から競争入札参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、京都市交通局競争入札有資格者名簿（工事）に「管工事」の種目で登録されていること。
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（開札日において有効なもの）における「管」の総合評定値が750点以上あること。
- (4) 一般競争入札参加確認申請書を提出する日において、単独又は共同企業体の構成員と

して元請受注した1件の工事において次のア～ウの要件をすべて満たす工事の施工実績があること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、出資比率20%以上のものに限る。

ア 国又は地方公共団体（独立行政法人通則法、地方独立行政法人法及び国立大学法人法に基づく法人を含む）発注の工事であること。

イ 平成21年度以降に完成した工事であること。

ウ 空冷式ヒートポンプチラー（定格冷房能力50.0キロワット以上）の新設又は全面取替えを施工した実績があること。

(5) 令和6年5月31日開札の「三条京阪駅他ヒートポンプチラー等更新工事」の落札者は、本件入札に参加できないものとする。

(6) 次のアからウの要件を満たす管工事業に係る技術者を（ただし、1級管工事施工管理技士に限る。）1名配置すること。

ア 工期において、直接的かつ恒常的な雇用関係がある（入札参加資格確認申請日において引き続き3か月以上の雇用関係がある）こと。

イ 下請金額による監理技術者・主任技術者の別等

| 下請金額（税込） | 監理技術者・主任技術者の別等 |
|--------------------------------------|--|
| 4千5百万円以上（建築一式工事以外） 7千万円以上（建築一式工事） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 工期において監理技術者として配置すること。 ※ 特定建設業許可を受けていること。 ※ 監理技術者講習を修了していること。 |
| 4千5百万円未満（建築一式工事以外） 7千万円未満（建築一式工事） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 工期において主任技術者を配置すること。 |

ウ 契約金額による専任・兼任の別等

| 契約金額（税込） | 専任・兼任の別等 |
|------------------------------------|--|
| 4千万円以上（建築一式工事以外） 8千万円以上（建築一式工事） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 工期（注）において技術者を専任で配置すること。（他の工事等に配置できない。） 注 準備期間、工場製作のみが行われる期間として設計図書・打合せ簿等により専任を要しないとされた期間、完成検査後の後片付け期間等を除く。 ※ 監理技術者補佐を専任で配置すれば、京都市特例監理技術者運用基準で定める工事2件を監理技術者が兼任できる。 ・ 入札参加資格確認申請日において他の工事等に配置していないこと。 |
| 4千万円未満（建築一式工事以外） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 工期において技術者を配置すること。（他の工事等に専任で配置できない。） |

| | |
|---------------------|--------------------------------------|
| 8千万円未満（建築一式工事）である場合 | ・ 入札参加資格確認申請日において他の工事等に専任で配置していないこと。 |
|---------------------|--------------------------------------|

(7) 以下のいずれにも該当しないこと。

ア 公告日から開札日までの間において、京都市交通局企画総務部企画総務課（以下「企画総務課」という。）が実施した同じ種目の他の一般競争入札（共同企業体による入札を含む。）に応札し、低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されている場合

イ 公告日から開札日までの間において、企画総務課が実施中の落札決定に至っていない同じ種目の他の入札（共同企業体による入札を含む。）において、低入札価格調査の対象となる応札を行っている場合。ただし、低入札調査基準価格を事前公表しない案件において、調査辞退届又は入札辞退届を提出した場合又は失格基準を下回る価格で応札し失格となった場合を除く。

(8) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合

(ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、会社法第2条第15号に規定する社外取締役、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

- d その他業務を執行する者であって、a から c までに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 6 4 条第 2 項又は会社更生法第 6 7 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 入札方法等

(1) 本件入札は、京都市電子入札システムにより、次のどちらかの方法で行う。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行した I C カード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）

なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていないなければならない。

イ 京都市から入札端末機利用者カードの交付を受けている者が、企画総務課窓口を設置する入札端末機を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「端末機利用者」という。）

なお、端末機利用者が入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間終了の 1 日前までに入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けていなければならない。

(2) 本件入札に参加しようとする者は、公告日から入札期間初日の直前の開庁日の午後 5 時までに、次のどちらかの方法により、設計図書等を入手し、積算のうえ、入札期間の項で後述する入札期間内に入札を行うこと。

ア インターネット利用者は、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して設計図書等をダウンロードして入手すること。（この場合、設計図書等を入手しようとする日までに、京都市電子入札システムへの登録を行っていない。）

なお、インターネット利用者であっても設計図書等を購入することができるが、この場合、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して複写承認書を入手し、設計図書等の販売業者に提示して設計図書等を購入すること。

イ 端末機利用者は、企画総務課窓口を設置する入札端末機により、複写承認書を入手し（この場合、複写承認書を入手できる期間終了の 1 日前までに、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けていなければならない。）、設計図書等の販売業者に提示して設計図書等を購入する。

(設計図書等の販売業者)

株式会社中央精器

京都市右京区嵯峨明星町5-24

(電話 075-871-8400)

想定販売金額 4,000円(A4白黒コピー104枚、A3白黒コピー48枚)

(3) 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(1円未満切捨て)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。

(4) 入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。

(5) 入札期間

令和6年6月24日、25日及び26日の午前9時から午後5時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

(6) 予定価格及び最低制限価格

予定価格 55,390,000円(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)

最低制限価格は、落札者を決定した日から企画総務課窓口で閲覧に供し、翌開庁日から交通局ウェブページで公表する。

なお、最低制限価格の算定に当たっては、入札を総合評価方式で行わない場合は無作為に抽出した数(1.000~1.003)を乗じ、総合評価方式で行う場合は無作為に抽出した数(1.000~1.003)を乗じない。

(7) 入札参加資格確認に必要な書類(以下「入札参加資格確認申請書等」という。)の提出

入札者は、次の書類を提出しなければならない。

また、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却せず、本市の入札・契約事務で使用する。

ア 入札金額に対応する積算内訳書(任意様式)

積算内訳書には、工事名、商号又は名称、代表者役職及び代表者氏名を記載すること。

積算内訳書の提出がない場合や積算内訳書に記載された工事価格の合計金額が入札書の金額と一致していない場合は、当該入札者の入札を無効とする。

なお、土木積算基準の場合は工事内訳書の「種別」までの積算内訳書を、建築・設備積算基準の場合は工事内訳書の「中科目」までの積算内訳書を提出すること。

イ 一般競争入札参加資格確認申請書(別紙様式)

ウ 管工事業の許可証明書又は許可通知書の写し

エ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(総合評定値が記載されており、開札日において有効なもの)の写し

オ 施工実績調書(別紙様式)

3(4)の施工実績を記載し、それを証明する書類の写しを添付すること。

カ 技術者配置予定調書（別紙様式）

配置予定の技術者を記載した技術者配置予定調書を提出すること。

本件では、入札時点で技術者を特定できない場合は、候補として監理技術者を最大3名分、監理技術者補佐を最大3名分提出できる。落札した場合には、直ちに、それぞれ1名に特定して企画総務課に書面（任意様式）で報告すること。（FAX可）

技術者配置予定調書には、技術者の資格及び雇用関係を証明でき、開札日において有効な次の書類を添付すること。

| | |
|-------------------|--|
| 技術者が監理技術者資格を有する場合 | <ul style="list-style-type: none">・ 監理技術者資格者証の表面及び裏面の写し※ 裏面に監理技術者講習修了履歴の記載がない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証の表面の写し |
| その他の場合 | <ul style="list-style-type: none">・ 技術者資格を証明できる書類の写し等・ 雇用関係を証明できる書類の写し等 |

なお、技術者配置予定調書に記載した者と異なる者の配置は、死亡、重篤な傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の技術力を有する者への交代であるときに限る。

また、工期中の交代は、次のいずれかの場合に限る。

- (ア) 死亡、重篤な傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の技術力を有する者への交代であるとき。
 - (イ) 受注者の責によらない大幅な工期延長があった場合、工期が多年に及ぶ場合、工場製作から現場施工に移行した場合等で、工事の継続性、品質確保等に支障がなく、同等以上の技術力を有する者への交代であり、受発注者間で協議して合意したとき。
- (8) 一般競争入札参加資格確認申請書等の様式の交付

前項で「別紙様式」したものについて、公告日から入札期間終了まで、京都市交通局のウェブページ（アドレス <https://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/page/0000006512.html>）において、入札公告と併せて掲示するので、A4判で使用する。

(9) 入札参加資格確認申請書等の提出方法

ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、ワード、エクセル（Office最新版で扱えること。）又はPDFファイル（Adobe Acrobat Reader DCで扱えること。）にして添付すること。

イ 端末機利用者の場合

封入、封かんし、封筒に入札番号及び工事名のみを記載して、入札期間内に2の場所に設置してある「入札資料提出ポスト」に投函すること。

(10) 設計図書に関する質問

設計図書に関して質問は、受け付けない。

5 開札及び落札者の決定

(1) 開札予定日時

令和6年6月27日 午前9時以降

(2) 入札参加資格の確認

開札後、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で、最低の価格をもって有効な入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。確認を行った結果、入札参加資格がないと認められるときは、その者の行った入札は無効とし、予定価格の範囲内で有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。

なお、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で、有効な入札を行った者のうち、入札金額が同額の者が2者以上あるときは、開札時に抽選により入札参加資格の確認を行う順位を決定する。

(3) 落札者の決定

予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で、最低の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札参加資格を有すると認められた者を落札者とする。

(4) 入札参加資格の取消し等

入札参加資格を確認する前に、入札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格は認めない。また、入札参加資格の確認後、落札決定までの間に、入札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格を取り消す。

ア 京都市交通局契約規程（以下「規程」という。）第2条第1項の規定に基づく一般競争入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。

イ 3に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。

ウ 要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置を受けたとき。

エ 企画総務課が実施した当該種目における一般競争入札（共同企業体による入札を含む。）に応札し、低入札価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されたとき。

オ 企画総務課が実施中の落札決定に至っていない同種目の他の入札（共同企業体による入札を含む。）において、低入札価格調査の対象となる応札を行ったとき。ただし、低入札調査基準価格を事前公表しない案件において、調査辞退届又は入札辞退届を提出した場合又は失格基準を下回る価格で応札し失格となった場合を除く。

カ その他管理者が特に入札参加資格を有することが不適當であると認められたとき。

(5) 落札結果の公表

落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者の商号（法人にあっては名称）及び落札金額等を、落札者を決定した日の翌開庁日から交通局のウェブページにおいて公表し、併せて2の場所で閲覧に供する。

(6) 落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、落札者を公表した日の翌々開庁日の午後5時までに、その旨を記載した書面を2の場所まで持参し、提出すること。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

納付を要する。保証金額は、契約金額（税込み）の100分の10以上とする。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の契約保証をもって代えることができる。また、保険会社若しくは金融機関の公共工事履行保証証券による保証を付し、又は保険会社と履行保証保険契約を行った場合は、免除する。

7 入札の無効

規程第7条の2各号（第3号を除く。）に該当する入札は、無効とする。

8 その他

(1) 本件入札は、政府調達に関する協定その他の国際約束の適用を受けないものではない。

(2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 本公告に関する問合せ先 2の問合せ先に同じ。

(5) 京都市暴力団排除条例に規定する誓約書を提出すること。ただし、契約金額（税込）が150万円未満である場合を除く。

なお、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しない。

(6) 下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。また、資材、原材料の購入契約その他の契約を締結する場合には、契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。

(7) 落札者となった者が契約を締結しない場合（京都市暴力団排除条例に基づく誓約書を提出しない場合を含む。）は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行うとともに、落札金額（税込）の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。

(8) 公告及び仕様書に定めのない事項は、京都市交通局契約規程その他本市が定める条例、規則、管理規程、要綱等のほか、関係法令等による。

(9) 本件は、京都市公契約基本条例第12条の労働関係法令遵守状況報告書（以下「報告書」という。）の提出が必要となる公契約であることから、受注者は、企画総務課への持参により、遅くとも契約締結後2か月以内に報告書を提出すること。ただし、本件に係る下請負者の報告書は受注者が取りまとめて提出すること（その他、報告書に係る手続等の詳細は交通局のウェブページを参照）。

(交通局企画総務部企画総務課)